「沖縄21世紀ビジョン基本計画」(沖縄振興計画)の中間評価に向けて

平成27年10月30日(金)



1. 「沖縄振興計画」の策定主体

○ 平成24年の沖縄振興特別措置法改正により、沖縄振興における沖縄県の主体的役割を尊重し、 その自主性をより発揮できるようにする観点から、国は「沖縄振興基本方針」を策定し、沖縄県が国の 基本方針に基づき「沖縄振興計画」を策定することとされた。

平成24年沖振法改正による計画体系の変更について

(改正前)▮

(改正後)

平成24年5月11日

沖縄振興計画(策定主体:国)

【内容】

- ・沖縄振興の基本方針に関する事項
- ・産業振興、雇用促進・人材育成、社会資本の整備等に関する事項

【策定手続】

- 沖縄県知事が案を作成
- ・内閣総理大臣が、沖縄振興審議会の意見を 聴き、関係行政機関の長と協議して決定

【期間】10年

分野別計画(策定主体:沖縄県)

観光振興計画

情報通信産業振興計画

農林水産業振興計画

職業安定計画

【内容】

- 各分野の振興方針
- ・地域指定(観光、情報通信産業のみ) 等

【策定手続】

- ・沖縄振興計画に基づき沖縄県知事が作成
- ・主務大臣の同意を求めることができる

【期間】5年以下

【内容】

・沖縄振興の意義及び方向に関する事項

沖縄振興基本方針(策定主体:国)

・観光・情報通信産業・農林水産業その他の産業振興、 雇用促進、人材育成、教育、福祉、離島振興、社会資 本の整備等に関する基本的な事項

【策定手続】

・内閣総理大臣が、沖縄振興審議会の意見を聴き、 関係行政機関の長と協議して決定

【期間】 平成24年度を初年度として10年

沖縄振興計画(策定主体:沖縄県)平成24年5月15日

【内容】

・観光・情報通信産業・農林水産業その他の産業振興、 雇用促進、人材育成、教育、福祉、離島振興、社会資本の整備等に関する事項

【策定手続】

- ・基本方針に基づき沖縄県知事が作成
- ・内閣総理大臣は、提出のあった沖縄振興計画を関係 行政機関の長に通知
- ・基本方針に適合しない場合、内閣総理大臣は沖縄県 知事に計画の変更を求めることができる

【期間】 平成24年度を初年度として10年

2. 沖縄振興基本方針(国策定)の概要

位置付け

- 沖縄振興特別措置法改正(H24.3)により、沖縄県の自主性発揮の観点から、国が沖縄振興基本方針を定め、これに基づき、沖縄県が沖縄振興計画を定める仕組みを導入 (※従来は、国が沖縄振興計画を策定)
- 基本方針においては、<u>国の責務として実施すべき沖縄振</u> 興の基本的な方針(振興の意義、基本的な方向性等)を規定

構成

I 序文

○ 基本方針の性格(国が考える沖縄振興の意義と方向、県が沖縄振興計画の策定を行う際の指針を提示)を説明

Ⅱ 沖縄振興の意義及び方向

1 沖縄振興の意義

国として引き続き沖縄振興に取り組む必要性を説明

2 沖縄振興の方向

- (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展
- (2)我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万 国津梁」の形成
- (3)潤いのある豊かな住民生活の実現

3 沖縄の振興に当たっての基本的な視点

- (1)多様な主体による連携・協働
 - 官民や国・地方の役割分担・連携について説明
- (2)選択と集中、検証

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する 基本的な事項

観光・リゾート産業の振興。情報通信産業の振興。国際物流拠点産業の振興。産業イノベーションの推進。金融業及び金融関連業の振興。農林水産業の振興。中小企業の振興。

2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項

高い失業率等の雇用情勢の改善。高付加価値化等に対応できる人材の育成。

- 3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項 確かな学力の育成や高等教育の推進。ニート等の就学・就業推進。文化の保 全・継承や新たな文化の創出。
- 4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項 待機児童やひとり親世帯の問題への対応。介護・福祉サービスの向上や医療 体制の充実。
- 5 科学技術の振興に関する基本的な事項 科学技術の拠点や産業クラスターの形成。

6 情報通信の高度化に関する基本的な事項

高度情報ネットワーク等情報通信基盤の高度化。

- 7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項 グローバル化に対応できる人材の育成。関係機関の活用・相互連携。
- 8 **駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項** 跡地の迅速かつ効果的な利用。
- 9 離島の振興に関する基本的な事項

定住条件の整備。観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興。

- 10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項 自然環境の保全・再生や循環型社会の構築、再生可能エネルギーの導入。 自然災害に対する防災機能の向上等。
- 11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項 依然として整備水準が低い道路や下水道等各種社会資本の整備。エネル ギーの安定的かつ適正な供給の確保
- 12 その他の基本的な事項

不発弾等対策。所有者不明土地問題への対応。北部地域の振興。

Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項

○ 沖縄振興交付金の執行に当たっての基本的な留意事項、沖縄振興計画の中間年(5年後目途)の見直しについて記述

3. 「沖縄振興基本方針」における「沖縄振興計画」の中間評価の位置付け 〇沖縄振興基本方針 (平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) (抄)

IV 沖縄振興の推進に関する事項

2 沖縄振興計画の見直し

社会経済情勢が変化する中で、常に時代変化に的確に対応し、 沖縄の自立的発展を確かなものとするためには、施策の進捗状況 や効果を随時検証し、必要に応じ計画の見直しを行う。

<u>沖縄振興計画の中間年である5年後を目途に、計画全体の評価</u> を実施し、必要に応じて計画の改定等を行う。



【今回の審議会の議題】

計画策定主体である沖縄県が実施する 「沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)」 の中間評価の進め方について、議論いただく必要

4. 今回の審議会における議論の視点

【経緯】

平成24年度の沖縄振興特別措置法改正後から現在までの審議会における、沖 縄振興策とその評価に関連する主な指摘は以下のとおり。

- 沖縄が抱える特有の課題がどれぐらい克服されたのかを把握するための分野 ごとの分析やレビューを行っていくべき。
- 沖縄の振興に資するものなのか、県民のウェルフェアの向上につながるもの なのか、あるいは沖縄の困難性の克服につながるものかという大きな目標につ ながるような評価を行うべき。
- 政策を使うことによって、どう沖縄が自立化していくか、将来の成長につながっ ていくか、将来のストーリーが見えるかどうかというのが大事。大きな目標や長期 的なビジョンを考えるべき。
- 10年間の一括交付金制度の有効活用の観点から、その用途や成果の達成状 況についてフォローすべき。また、各特区・地域制度が効果的に活用され、企業の 集積や企業活動の活性化が図られるよう取り組むべき。

以上の指摘を踏まえれば、今回の議題である沖縄振興計画の中間評価について、 以下の視点を踏まえつつご議論いただいてはどうか。

- (1)平成24年以降の沖縄振興策を総合的に評価する視点
- (2)沖縄振興策と関連指標との対応関係を**分野別に評価**する視点
- (3)平成24年に創設された沖縄振興**一括交付金等を重点的に評価**する視点



中間評価を踏まえた、<u>計画前期の総括と後期の施策展開の方向性等の明確化</u>

(1)沖縄振興策の総合的な評価の視点について

- 〇 振興計画の「計画の展望値」では、10年間で達成すべきマクロ指標が設定されているところ、<u>就業者数の増加や完全失業率の大幅な低下</u>など進捗が順調な指標はあるものの、<u>一人当たり県民所得は横ばいで推移する等課題も残されている</u>。
- 振興計画の目標年次(H33)における将来像の実現に向けて、<u>中間年において、どのようなことを把握分析し、後期の施策展開につなげていくのか、議論が</u>必要ではないか。
- ・「沖縄21世紀ビジョン基本計画」(沖縄振興計画)における主な「計画の展望値」と現状値 ※現状値は内閣府において追記

指標	<u>H22(基準値)</u>		現状値	<u>H33(展望値)</u>
県総人口	139.3万人	H26	142.3万人	144万人
就業者数	62.2万人	H26	64.5万人	69万人
完全失業率	7.6%	H26	5.4%	4.0%
一人当たり県民所得	207万円 【204万円】	H24	204万円	271万円
実質県内総生産	_	H24	対前年度比0.8%成長	年平均成長率2.1%

注)・一人当たり県民所得の基準値は、遡及改定されている(【】内に改定後の数値を記載。)

[•]現状値の出所:沖縄県推計人口、沖縄県労働力調査、県民経済計算

(2)沖縄振興策の分野別評価の視点について

- ①事業単位の評価だけでない分野別の評価
 - 個別事業単位の評価だけでなく、大くくりの分野ごとの評価(政策評価)も行うことにより、分野別に進捗状況を把握分析し、計画後期の施策展開の方向性等を明確にすることが重要。
 - その際、振興計画の36の基本施策単位の総括のほかにも、<u>より大くくりの分野に</u> よる評価・総括も必要ではないか。
 - 〇 分野別の進捗状況の把握分析にあたっては、<u>各分野に対応する主要な関連指標の推移等を精査してはどうか。</u>

- ②市町村の参画を得た中間評価
 - 振興計画に基づく各種施策の推進にあたっては、計画策定主体の県だけなく、 一括交付金等を活用した市町村の実施する事業も寄与。中間評価への市町村の 関わり方をどうするか。

(特に一括交付金の市町村事業。一括交付金の中間評価については次頁)

(3)一括交付金等の重点評価の視点について

- ①一括交付金の中間評価について
 - <u>平成24年度に創設された沖縄振興一括交付金</u>は、幅広い分野に活用され、 沖縄振興に大きく寄与。また、自由度の高い交付金であることから、<u>事後の</u> 政策評価を適切に行うことが重要。
 - その際には、沖縄振興特別措置法の期限である<u>平成33年度末を見据えつつ</u>、 今後、どの分野に重点を置いて一括交付金を活用した事業を実施するのか考え る必要。一括交付金の効果が、より幅広い県民に行き渡るような施策を考え る必要があるのではないか。
 - さらに、前述のとおり、市町村が一括交付金を活用し各種事業を実施していることを踏まえれば、<u>一括交付金の市町村事業の中間評価</u>への<u>市町村の参画が</u>必要であり、具体的な方策を議論してはどうか。
- ②特区・地域制度の中間評価について
 - <u>特区・地域制度の税制優遇措置については、平成29年3月末を期限</u>としていることから、<u>特区・地域制度の評価を行っていくことが必要</u>。
 - 〇 また、内閣府及び沖縄県において、企業向け説明会や個別企業訪問・業界団体等を通じた制度周知などPRに努めているところであり、今後とも、特区・地域制度やその他の沖縄の税制優遇措置について、更なる周知・啓発に努めていく必要がある。

【参考1】沖縄振興一括交付金の概要について

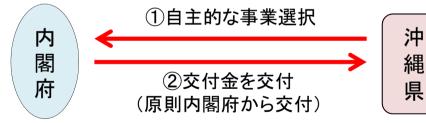
沖縄振興交付金事業推進費(内閣府政策統括官(沖縄政策担当)・沖縄振興局) 平成28年度概算要求額1617.6億円(うち優先課題推進枠161.8億円) (平成27年度予算額1617.6億円)

- 〇 沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、<u>沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施</u>できる一括交付金(平成24年度創設、沖縄振興特別措置法に明記)。
- 「<u>沖縄振興特別推進交付金」と「沖縄振興公共投資交付金</u>」に区分。

沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)

平成28年度概算要求額806.4億円 [前年同額] (平成27年度予算額806.4億円)

沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、移し替えせずに原則内閣府で執行する沖縄独自の制度。



<交付率>8/10

く主な対象事業>

沖縄の自立的・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に 基因する事業

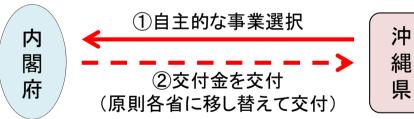
- ・ 観光の振興
- 情報通信産業の振興
- 農林水産業の振興
- 雇用促進
- 人材育成

など

沖縄振興公共投資交付金(ハード交付金)

平成28年度概算要求額811.2億円 [前年同額] (平成27年度予算額811.2億円)

各府省の地方公共団体向け投資補助金等のうち、沖縄振興に資するハード事業に係る補助金等の一部を一括交付金化。原則各省に移し替えて執行。



<交付率> 既存の高率補助を適用

く主な対象事業>

- 学校施設環境改善(文部科学省)
- 水道施設整備(厚生労働省)
- 農山漁村地域整備(農林水産省)
- 社会資本整備(国土交通省)

など

【参考2】沖縄における特区・地域制度の概要について

区

○ 沖縄振興特別措置法に基づき実施されている特区・地域制度は、他県にはない高率の 所得控除制度をはじめ、各種の優遇措置がある。

特

地 域

【経済金融活性化特区】

名護市

(知事の申請に基づき大臣が地 区指定)

<対象業種>

金融関連業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業·水産養殖業、製造業等

(知事の申請に基づき大臣認 定)

※下記の他、大幅緩和した エンジェル税制の適用あり

【国際物流特区】

那覇、浦添、豊見城、宜 野湾、糸満の5市及びう るま・沖縄地区 (知事が地区指定)

<対象業種> 製造業、こん包業、倉庫 業、航空機整備業 等

【情報通信産業振興地域】

【情報通信特区】

那覇・浦添地区、名護・ 宜野座地区、うるま地区 (知事が地区指定)

<対象産業> データセンター、プロバイダ、情報通信機器相互接続検証事業等 24市町村 (知事が地域指 定)

<対象産業> 情報記録物の製造業、電気通信業、 ソフトウェア業、 コールセンター、 映画・ビデオ・放 送等

【観光地形成促進地域、 産業イノベーション地域】

沖縄県内全域 (知事が地域指定)

<観光関連施設> スポーツ・レクリエーション、教養 文化、休養、集会、販売施設

く産業イノベーション対象業種> 製造業、こん包業、倉庫業、 卸売業、商品検査業 等

措置の概要

<所得控除(特区のみ)>

最大40%、10年間

※ 特区内に本店又は主たる事務所を有すること、特区内で設立され10年以内の企業等、いくつかの要件あり。

<投資税額控除(特区·地域共通)>

•機械等15%、建物等8%

<特別償却(特区・地域共通)※ >

- •機械等50%、建物等25%
- ※ 経済金融活性化特区、国際物流特区、産業イノベーション地域(機械等34%、建物等20%)のみ。

注) 所得控除、投資税額控除、特別償却はいずれかを選択

くその他の支援措置>

- 名護市、うるま市等に各種のインキュベーション施設、分譲地・賃貸工場を用意
- 事業税、不動産取得税、固定資産税等の軽減措置
- 沖縄 本土間の情報通信費の支援
- 沖縄若年者雇用促進奨励金等の支援
- 沖縄振興開発金融公庫による低利融資

【参考3】沖縄振興基本方針の沖縄振興特別措置法上の位置づけ

(沖縄振興基本方針)

- 第三条の二 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針(以下「基本 方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ー 沖縄の振興の意義及び方向に関する事項
- 二 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する 基本的な事項
- 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する基本的な事項
- 四 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 五 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項
- 六 科学技術の振興に関する基本的な事項
- 七 情報通信の高度化に関する基本的な事項
- 八 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項
- 九 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項
- 十 離島の振興に関する基本的な事項
- 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項
- 十二 社会資本の整備及び土地(公有水面を含む。次条第二項第十一号において同じ。)の利用に関する基本的な事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、沖縄の振興に関する基本的な事項
- 3 基本方針は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような 内容のものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会 の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

【参考4】沖縄振興計画の沖縄振興特別措置法上の位置づけ

(沖縄振興計画)

第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

- 2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する事項
- 二 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項
- 三 教育及び文化の振興に関する事項
- 四 福祉の増進及び医療の確保に関する事項
- 五 科学技術の振興に関する事項
- 六 情報通信の高度化に関する事項
- 七 国際協力及び国際交流の推進に関する事項
- 八 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
- 九 離島の振興に関する事項
- 十 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項
- 十一 社会資本の整備及び土地の利用に関する事項
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 沖縄振興計画は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のもので なければならない。
- 5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に 提出しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行 政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画に ついてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 8 内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる 必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準用する。